

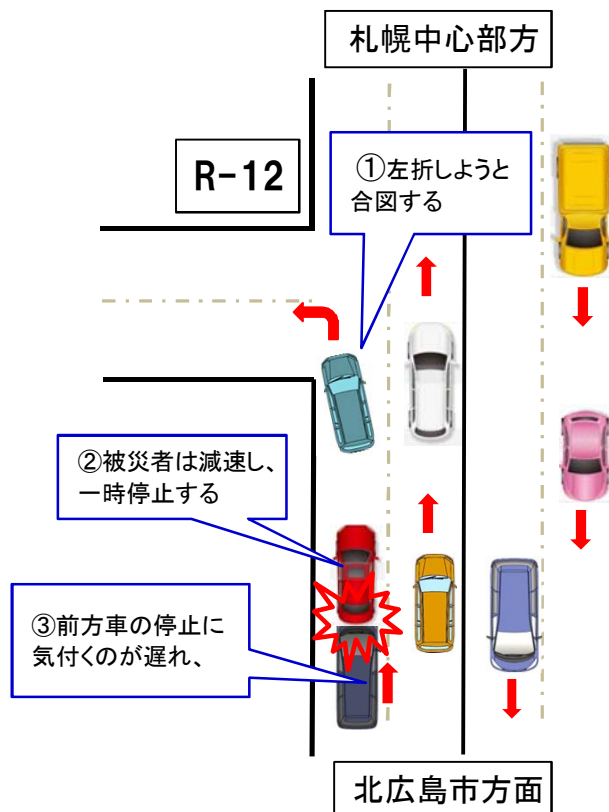
『通勤の際、一時停止時に後続車に追突される』

発 生 年 月	平成 年 10 月
時 刻	7:15 頃
被 災 者	技術者 (25歳、元請所属)
傷 病 名 等	頌椎捻挫 (2週間の通院加療を要する)、自車一部損壊、 不休災害

◎ 発生状況

- ・被災者は自宅から自家用車で、勤務先の工事現場へ向かおうと国道を走行していた。7:15頃、前方車が左折しようとウinkerで合図したため、自車を減速し一時停止した。そのとき、後続車がこちらの停止状況を確認するのが遅れ、追突した。

◎ 被災状況



◎ コメント

- ・このような交通事故は日常的に発生し、自己の防衛運転だけでは防ぎきれないことがある。交通事故防止には、防衛運転に努め第一当事者に該当せぬように運転することは論を俟たないが、歩行者、走行中の一般車両等の行動すべてを把握することは難しく、安全運転励行を自ら率先して行うことが肝要である。